

夏期における水難・山岳遭難の防止
～海・川・山を安全に楽しむため～

《水難事故防止》

- 保護者が必ず同伴しましょう。
- お子さんから目を離さないようにしましょう。
- ライフジャケットを着用しましょう。
- 河川やため池など危険な場所で遊んでいる子供を見かけたら声掛けしましょう。

あぶない！



《山岳遭難防止》

- 無理のない登山計画を立てましょう。
- 知識・技術・経験・体力に応じた山選びをしましょう。
- 十分な装備や食料を整えておきましょう。
- なるべく複数人で登山をしましょう。
- 登山アプリ「コンパス」「ヤママップ」は事前に登山計画書が提出でき、登山中も常に自身の位置が確認できるので活用してみてください。



雲
海

事件事故は、
110番通報を！
三次警察署
0824-64-0110

～生活道路における法定速度の引下げについて～

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

生活道路における法定速度が引き下げられます！！

60 km/h
↓
30 km/h

▽ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▽

① 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路

② 道路の横断上又は橋その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路

③ 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの（例として、料金所や一般道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当します）

④ 自動車専用道路

*生活道路とは・・・主に

- ・ 地域住民の日常生活に利用される、
- ・ 中央線や中央分離帯などが無い
- ・ 比較的狭い道路

のことで、

*引下げの目的

生活道路における自動車と歩行者や自転車との交通事故防止のため。

生活道路における法定速度の引下げに関するホームページはこちら

広島県警察HP
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/houteisokudo30.html>



特殊詐欺被害総額 ※令和8年6月末暫定値	
・広島県	423件
被害額	約30億 6,000万円
・三次署	7件
被害額	約2,700万円

スマホであなたに“オトモ”する
広島県警察安全安心アプリ

オトモポリス

オトモポリス

今すぐ!!
ダウンロード!!

App Store からダウンロード

Google Play からダウンロード

オトモポリス

オトモポリスなら県警公式SNSがすべて1つに!
さらに防犯機能も充実!!

音楽隊動画もアプリから!

人身事故(6月末現在)	
○ 広島県内	2,053件(死者27人)
○ 三次市内	22件(死者2人)